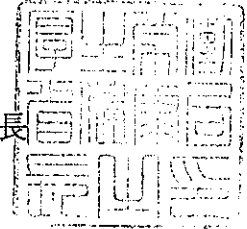




健発0331第18号
平成23年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する
特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第69号）が本日公布され、平成23年4月1日から施行されることとなったところである。

そのうち、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令に関する改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方願いする。

記

- 1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第3条、第4条、第5条、第8条及び第10条に規定する給付の額

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月3日以上 of 通院	35,800 円	35,700 円
月3日未満 of 通院	33,800 円	33,700 円
月8日以上 of 入院	35,800 円	35,700 円
月8日未満 of 入院	33,800 円	33,700 円
同一月 of 入通院	35,800 円	35,700 円



イ	障害児養育年金		
	1級(年額)	850,800円	847,200円
	2級(年額)	680,400円	678,000円
ウ	障害年金		
	1級(年額)	2,720,400円	2,709,600円
	2級(年額)	2,175,600円	2,167,200円
エ	遺族年金	2,378,400円	2,370,000円
オ	遺族一時金	7,135,200円	7,110,000円

- 2 本改正による給付の額の引き下げは、平成23年4月以降の月分から適用されるものであること。